

納税義務者・賦課徴収等について

第4回検討会におけるに課税・徴収方法に関する主な意見

【森林環境税(仮称)の課税の仕組みに関する意見】

- 均等割の仕組みに賛成。森林の公益的機能は非常に抽象的であり、応益というより負担の分任というロジックで課税根拠を説明することが適切。負担の分任に適した仕組みということでは、均等割が相応しい。
- 国民一人一人に広く負担を求めるという設計に最も適している制度は何かと考えて、そこから個人住民税均等割の枠組みの活用という答えが出てくるというステップが必要ではないか。
- 森林整備に必要な財源をみんなで負担するという大きな枠組みは理屈が立つが、どのように負担してもらうかということについてはもう少し説明が必要ではないか。

【森林環境税(仮称)の賦課徴収に関する意見】

- 地方譲与税として制度設計するとき、地方法人特別税を除くと、基本的には国（税務署）が徴収して、それを譲与するという作りになっているので、まずは、国（税務署）が徴収する仕組みが可能か考えた上で、そこに色々と難点があるということを検証しつつ、困難な課題が多いことを確認して初めて市町村が徴収する仕組みが適切である、という理論の流れを持っておかないといけないのではないか。

個人住民税均等割の枠組みを活用することについて

- 森林整備等による効果は、地球温暖化防止、土砂災害防止・土壌保全、水源涵養等、国民に広く及ぶものであるため、必要な負担を広く、等しく分かち合うこと(負担分任)が望ましいのではないか。
- 個人住民税均等割は、住民が地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、今回の仕組みにもその枠組みを活用するのが適当ではないか。
- また、個人住民税均等割の枠組みについては、多くの府県が導入している超過課税においても活用されており、課税実務として定着し、国民の間で一定の理解を得られている手法であると考えられることから、円滑に導入することができるのではないか。

<個人住民税と所得税の納税義務者数（平成28年度）>

※総務省調査による

個人住民税		(千人)	所得税		(千人)
均	等	割	61,500	所	得
所	得	割	56,791		

平成29年度与党税制改正大綱(抜粋)

- ・森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるもの～
- ・市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、～

森林環境税(仮称)の賦課徴収について

- 個人住民税均等割と所得税の制度の違い、納税義務者の利便性、国・地方を通じた行政コスト等を踏まえれば、個人の道府県民税と同様に、市町村が賦課徴収事務を担うことが考えられるのではないか。

		市町村 (個人住民税均等割・所得割)	国 (所得税)	森林環境税(仮称)との関係
納税義務者数 (H28)		6,150万人(均等割)	5,289万人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住民税均等割の方が納税義務者が広く、今回の趣旨に合致 ○ 個人住民税均等割と同様の納税義務者から国が徴収しようとした場合、現状より多くの所得情報を収集したうえで、現在所得税を納めていない約900万人から新たに徴収する必要
収集する主な所得情報	給与収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全給与所得者の情報 ・ 途中退職者のうち、給与収入30万円超の者の情報 <small><給与支払報告書></small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与収入500万円超の者の情報 <small><源泉徴収票></small> <small>(非納税者を含む給与所得者の約3割が該当)</small> 	
	公的年金等収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全年金受給者の情報 <small><公的年金等支払報告書></small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、公的年金等収入60万円超の者の情報 <small><源泉徴収票></small> 	
課税方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課課税方式 <ul style="list-style-type: none"> － 市町村が賦課額を決定 － 税額を通知して徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告納税方式 <ul style="list-style-type: none"> － 納税義務者が自ら申告し納税 － 給与収入・公的年金等収入などについては源泉徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割は賦課課税方式である一方、所得税は申告納税方式が原則

昭和28年11月 税制調査会答申(抄)

[二] 改正要綱

都道府県民税に関する事項

都道府県について収入の普遍的な租税を設けるため、次により新たに都道府県民税を設けるものとする。但し本税の創設に伴つて、負担が実質的に増加することがないようにすることとし、市町村民税について後述のような改正を行なうものとする。

1・2 略

3 賦課徴収は、できるだけ徴税費を増加し又は納税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法によるものとし、徴収は市町村に委任するものとする。

地球温暖化対策のための税の概要

- 平成24年10月に地球温暖化対策のための税(石油石炭税に税率を上乗せ)を創設。段階的に税率を引き上げ。
- 平年度で約2,600億円の税収を見込んでおり、産業、エネルギー転換、民生、運輸、各部門が負担。
- 税収は、省エネルギー対策、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化・効率化などCO₂排出抑制施策に充当。
- 森林吸収源対策の推進にも寄与する木質バイオマスのエネルギー利用にも充当されるほか、平成29年度は、木材のマテリアル利用の普及事業を強化。

1. 納税義務者

原油、ガス状炭化水素又は石炭を採取する者 及び 原油等を保税地域から引き取る者

2. 税率の上乗せ

	原油・石油製品 [1kℓ当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]	引上げ分 税収
24年10月～	250円	260円	220円	約390億円
26年4月～	500円	520円	440円	約1,700億円
28年4月～	760円	780円	670円	約2,600億円
(参考)本則税率	2,040円	1,080円	700円	

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、(略)石油石炭税の税額は、石油石炭税法第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)

參考資料

個人住民税均等割について

特徴等

- 非課税限度額を上回る者に、広く、定額の負担を求めるもの。
- 税収は、納税義務者数に連動するため、安定しており、予見可能性が高い。
- 消費と貯蓄の選択、労働と余暇の選択といった納税者の経済活動に対して攪乱的な影響を与えない。
- 「均等割の税率は、これまでの国民1人当たりの国民所得等の伸び等を勘案するとなお低い水準にとどまっており、個人の税負担の動向にも十分考慮を払いつつ、今後のあり方を検討する必要がある。」との指摘もある(政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月))。

税率、税収等

[参考]就業者数 約6,376万人

	標準税率(年額)(※)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

(※)復興財源確保のため、平成26年度から平成35年度分までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

(※)37府県・2市において、超過課税を実施。

	税収	納税義務者数
均等割	約3,300億円	約6,200万人
所得割	約11兆6,900億円	約5,700万人
(参考)所得税	約18兆2,000億円	約5,300万人

(注1)税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む)ともに、平成27年度決算額による。
 (注2)納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。
 (注3)就業者数は、平成27年労働力調査年報(総務省統計局)による。

(参考)個人住民税均等割における非課税限度額制度 ⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{加算額}}$$

基本額 35万円 加算額 21万円

(注1)所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額
 (注2)世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数
 (注3)加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
 (注4)基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

<例> 級地区別の個人住民税均等割の非課税限度額について(給与所得者(独身)の場合)

1級地: 東京23区、指定都市(16/20)など	収入金額 100万円超から課税
2級地: 県庁所在市、一部の市町など	収入金額 96.5万円超から課税
3級地: 一般市・町村など	収入金額 93.0万円超から課税

課税と徴収を行う主体とが異なる税

	個人道府県民税	軽自動車税 環境性能割 (平成31年10月～)	地方消費税		地方法人特別税 (暫定措置)
			譲渡割	貨物割	
課税主体	都道府県	市町村	都道府県	都道府県	国
賦課徴収の主体	市町村	都道府県 (当分の間)	国 (当分の間)	国	都道府県
根拠条文	地方税法 第41条	地方税法 附則第29条の9 (平成31年10月～)	地方税法 附則第9条の4	地方税法 第72条の100	地方法人特別税等に関する 暫定措置法第10条
課税方式	賦課課税	申告税	申告税	申告税	申告税
資金の流れ (イメージ)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>徴収主体 →</p> <p>市町村</p> <p>歳計外現金</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>歳入予算</p> <p>↓</p> <p>課税主体 →</p> <p>都道府県</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>都道府県</p> <p>歳計外現金</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>歳入予算</p> <p>↓</p> <p>市町村</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>国</p> <p>国税収納金整理資金</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>歳入予算</p> <p>↓</p> <p>都道府県</p> <p>↓ 交付金 ↓</p> <p>市町村</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>都道府県</p> <p>歳計外現金 一般会計</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>交付税特会</p> <p>↑ 譲与 ↑</p> <p>国</p> </div> </div>				

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、(中略)遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする(以下、略)。

- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
 - 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
 - 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

(森林環境税に関する課題)

- ・ 森林吸収源対策としての森林環境税は、必ずしも当該地域の住民のみが森林整備の便益を享受するわけではなく、特定の県での森林整備の効果が他県にも及ぶことを考慮すれば、森林環境税を全国展開する必要性が高い。
- ・ 森林環境税は、住民に対して新たに追加的な税負担を課すことで、森林保全に対する住民の関心を高め、森林保全事業の重要性に対する認識を広める効果も期待できる。ただし、個人住民税均等割に上乘せする方式を採用する場合には、所得に対して逆進的な税であることに留意する必要がある。
- ・ 平成28年4月時点で、37府県と1市が課税自主権を活用して、独自に住民税均等割に超過課税を実施している。そこで、全国的な森林環境税を導入する際には、既に実施されている超過課税との関係に配慮し、地方の課税自主権を阻害しないよう、地方自治体の意見を踏まえて調整を行い、合意形成を図っていくことが不可欠である。